## 質屋営業新規許可申請

必要書類・手数料等				備考
許可申請書				別記様式第1号 正本2通
	履歴書			最近5年間の略歴を記載したもの
個人申請	住民票の写し			本籍が記載されているもの。(外国籍の者にあっては、国籍等が記載されているもの。)
	身分(身元)証明書			破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に 該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発 行。
法人申請	定款			原本に相違ない旨の記載
	法人の登記事項証明書			履歴事項全部証明書。法務局で発行。
			履歴書	最近5年間の略歴を記載したもの
	代表者その 他業務を行 う役員に係		住民票の写し	本籍が記載されているもの。(外国籍の者にあっては、国籍等が記載されているもの。)
	る	८ 1余	身分(身元)証 明書	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に 該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発 行。
		履歴書		最近5年間の略歴を記載したもの
	ける場	住民票の写し		本籍が記載されているもの。(外国籍の者にあっては、国籍等が記載されているもの。)
 る	)に係	身分(身元)証明書		破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に 該当しない旨を証明。本籍地の市町村役場で発 行。
質物保管設備 に係る		構造概要書		質物保管設備基準(福井県公安委員会告示第 37号)の基準を満たしていることを疎明でき るもの。
		図面その他の書類		
手数料(福井県証紙)			)	22,000円(金額が変更となる場合があるので必ず事前に申請窓口等で確認してください。)

<sup>※</sup> 法定代理人のあるときは追加の添付書類があります。